

「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令の一部を改正する省令案」等について（概要）

令和 8 年 2 月
出入国在留管理庁

1 改正の趣旨

令和8年1月23日閣議決定により、「特定技能」の在留資格に係る特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に、新たに3つの分野が追加されることとなったため、次の省令について、所要の規定の整備を行うもの。

- （1）出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号。以下「特定産業分野省令」という。）
- （2）出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき特定の産業上の分野を定める件（平成31年法務省告示第65号。以下「特定産業分野告示」という。）

2 改正の概要

（1）特定産業分野省令

特定産業分野に新たに3つの分野を追加するなどの所要の改正を行う。

（2）特定産業分野告示

特定産業分野省令の改正に伴い、特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めるなどする特定産業分野に新たに3つの分野を追加するなどの所要の改正を行う。

3 今後の予定

公布日：令和8年3月下旬

施行日：令和8年4月1日